

**「模擬授業 北海道はいつから日本か」** 瀧澤 正

瀧澤氏は、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構発行『アイヌ民族：歴史と現在』のアイヌ民族に係わる歴史年表を提示、分科会参加者に「北海道はいつから日本に組み込まれたのか」を問うた。

その上で、1957年外務省条約局が示した、外地と内地見解。1871年—北海道住民、アイヌを含め戸籍編成。1889年—大日本帝国憲法の制定・衆議院選挙法（北海道・沖縄・小笠原は除外、北海道全域が認められたのは1904年、貴族院は1918年、選出は1925年。1896年／拓殖務大臣設置（所管事項）台湾・北海道。1899年—北海道旧土人保護法。1910年—「外国人ノ土地所有ニ関スル法律」北海道及び樺太、台湾は植民地であるから除外—の5つの事例を検討。瀧澤氏の見解は、北海道全域が選挙権を認められた時の1904年が妥当と結論づけた。

**「北海道大学他全国11大学に、なぜアイヌ人骨があるのか？」** 清水裕二

清水氏は、北大などがアイヌ墓地から遺骨を、①調査・研究するとして発掘した、②発掘という名の盗掘、③北海道大学解剖学講座の発掘の特徴と問題点を指摘、④返還要求と政府・大学の動向についてとりあげた。

政府と大学は、アイヌ遺骨を今後も研究できる道を残す方策をとる。2014年6月の閣議決定で、「個人が特定されるアイヌ人骨などの返還手続きに関するガイドライ

ン」で、祭司継承者である事の証明できる者に返還すると公表。新幹線の中で電光掲示版に流されたテロップを見た方から、「返還されることになってよかったね」との電話、道外の〇〇市役所では横断幕がさげられた――など、誤った認識が生み出されていることを指摘。

北大が保管しているアイヌ遺骨をめぐるのは、12年9月に原告3名が北大を相手に遺骨返還を求め提訴。14年、紋別地区1名、浦幌アイヌ協会（団体）が参加して現在裁判係争中であると報告。

#### **北大開示文書研究会浦幌出前講座に参加して**

小川隆吉（アイヌ遺骨返還請求訴訟原告）

小川氏は、北大開示文書研究会が実施した浦幌出前講座・浦幌アイヌ人骨盗掘現場フィールドワークを、人骨を掘った跡地が沼になっている状況などを報告した。

#### **「アイヌ遺骨返還問題を考える」** 原島則夫

原島は、「アイヌ文化振興法」から訴訟を進める方策を探った。原告は「アイヌプリにしたがって祖先の霊を祭祀することを現時点においても妨害されている事実に基づいて憲法20条1項、同2項の侵害に基づく」と主張。

そう主張するなら、常本照樹氏が1997年におこなった「アイヌ文化振興法」の学習会で、「この法律の対象となっているのは、アイヌの人々の誇りの源泉である『伝統及び文化』である」。続けて「アイヌが民族としてもっている固有の伝統というのは、これは当然『先住民族としての伝統』以外の何物でもない」。さらに「民族を民族たらしめている文化」と述べている。

原告がアイヌプリにしたがった供養を妨げられてきたと主張するわけだから、「アイヌ文化振興法」の趣旨と相容れないことを主張すべきではないか—と提起した。

## **アイヌ民族大学の創設を求めて** 清水裕二

清水氏は、地域社会には、まだまだ民族差別感が温存されている。文字文化がなかったことからアイヌ民族を劣等民族視する傾向にある。

学校教育において、アイヌ民族の歴史や文化の授業は教育課程に位置づけられていない。教育委員会や学校長の指導姿勢によって位置づけは大きく異なる。

「先住民族の権利に関する国連宣」（07年）など各種の国際条約や宣言などにもとづく先住民族教育の保障を求め、その具体化の一つとして、「アイヌ民族大学」の創設を求める。

「アイヌ文化振興法」制定（97年）、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（08年）採択されたことで満足している場合ではない。当事者は「先住民族の権利」の主権者として敏感にならなければならない。

現制度の中で義務制の「民族教育学校」創設は困難である。アイヌ民族学習を指導できる教員を養成する大学を、既存の大学の協力のもとになら創設する可能性を追求したい。

**小川早苗**氏は、いまもアイヌの子どもたちは我慢して生きている。我慢では学びが身につかないとして、教科書の中にアイヌ記述を明記してほしい、と訴えた。

楽原きよ子氏は、自身の生活歴と、アイヌ民族として自覚を高めたきっかけの出来事を語った。

**「ウイльта民族の隣人、サハリンのニブフ民族のV・サンギ氏の業績」** 藤野知明（映像製作者）

藤野氏は、ロシア、ニブフ民族の作家のウラージミル・ミハイロビッチ・サンギ（ロシア、ニブフ民族の作家）の業績を、①作家として作品を通してニブフ民族の生きる姿を届ける。②長老（族長）会議議長として、日本やロシアによって政治的、経済的、社会的に全く無権利状態にされたニブフ民族の権利回復のため積極的に発言し行動。③ウイльта協会が中心になり、1997年にサハリンポロナイスク近郊にキリシエ（戦没者慰霊碑）を建立の際、サンギ氏も遺族会の1人として係わる。今後も氏の道静に注目していきたいーと報告した。（2015.5.7）